

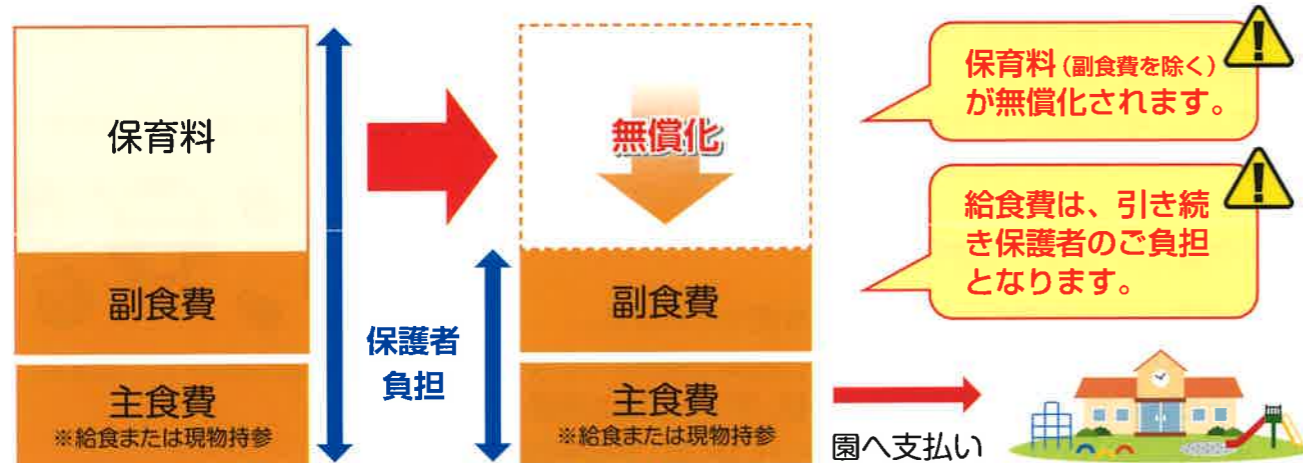
無償化後の副食費について

3歳～5歳児クラスの子どもは保育料が無償となりますが、副食費については、無償化後も引き続き、保護者のご負担となり、保育園などにお支払いいただくこととなります。

※0歳～2歳児クラスは今までどおり、保育料の中に給食費が含まれます。

～これまで～

～無償化後(2019年10月以降)～



副食費が免除となる世帯について

1号認定・2号認定における年収360万円未満相当世帯や第3子目(*)の子どもは、副食費が免除となります。

※副食費免除対象者については、市より免除通知書が発行されますので、手続きは不要です。

| 世帯収入 | 第1子 | 第2子 | 第3子以降 |
|-------------|----------|-------|-------|
| 年収360万円未満相当 | 副食費免除 | 副食費免除 | 副食費免除 |
| 年収360万円以上相当 | 副食費保護者負担 | | 副食費免除 |



※第3子目の考え方

- [1号認定]・・・小学校3年生までの最年長の子どもを第1子とカウント
- [2号認定]・・・小学校就学前までの最年長の子どもを第1子とカウント

問い合わせ先:日南市健康福祉部 こども課 こども保育係
TEL : 0987-31-1131 MAIL : kodomoka@city.nichinan.lg.jp

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化がスタート

① 1号認定を利用する子ども

【対象者・保育料】

★ 満3歳児～5歳児クラス

(※満3歳児になる誕生日の翌月から小学校入学前までの3年間)

- すべての子どもの保育料が無償化されます。
※園で利用する預かり保育は、無償化の対象外となります。
- 入園料や事務手数料、特定負担額、通園送迎費、食材料費、行事費などはこれまでどおり保護者の負担となります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもと第3子以降の子どもについては、副食費(おかず代やおやつ代)が免除されます。(「無償化後の副食費について」参照)



【無償化の対象となる手続き】

認定こども園に入園し、1号認定利用の「保育の必要性」のない方は、手続きは不要です。

1号認定の子どものうち、「保育の必要性」のある預かり保育を利用する子ども

- 預かり保育が無償化の対象となるには、現在受けている1号認定に加え、市から「新2号認定」や「新3号認定(非課税世帯のみ)」を受けることが必要です。



【無償化の対象となる手続き】

「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」に必要事項を記入の上、就労証明書等(保育の必要性のわかる書類)と合わせて、市にご提出ください。

《保育の必要性の認定について》

※以下のいずれかの内容に該当することが必要

- ① 就労(フルタイムのほか、月60時間以上の労働など) ② 妊娠、出産 ※出産予定月及び前後2ヶ月
- ③ 保護者の疾病、障がい ④ 同居親族の介護・看護 ⑤ 災害復旧 ⑥ 求職活動(起業準備を含む) ※90日以内
- ⑦ 就学(職業訓練校を含む) ⑧ 虐待やDVのおそれがあること ⑨ その他、上記に類する状態として市長が認める場合

◆以下の支給要件に該当する場合、市から「新2号」等の認定が受けられます。

| 認定区分 | 支給要件 | 月額上限額 |
|-------|---|---------|
| 新2号認定 | 満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した、保育の必要性がある子ども | 11,300円 |
| 新3号認定 | 0歳から満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子どもで保育の必要性があり、住民税非課税世帯の子ども | 16,300円 |

〔例〕1号認定+新2号認定が20日間預かり保育を利用した場合

無償化の月額上限額は、《450円×利用日数》と施設への支払金額の低い方となります。

・預かり保育料が1日 600円の施設の在園児

これまでどおり保護者が園に支払う金額
600円×20日(利用日数)=12,000円…(A)

無償化対象の限度額(「新2号認定」は月額上限11,300円)
450円×20日(利用日数)=9,000円…(B)

※市から保護者に償還払いされる
無償化対象金額
(A)と(B)の低い方 ⇒ (B) 9,000円



◆預かり保育の利用料は、これまでどおり保護者は園に支払った後、保護者から園を通じて、市に償還払いの申請を行い、内容審査後に市から保護者に無償化対象金額が償還払いされます。

1号認定 + 新2・新3号認定 と 1号認定 → 2号認定変更 が選択できます。

2号認定への変更は、市への変更申請の手続きが必要です。

利用している園の預かり保育提供が基準未満の場合

「保育の必要性」があるのに、園に預かり保育の提供がない、または一定基準未満の場合、園の預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用料も無償化対象となります。

※ 一定基準未満

- ① 平日の開所時間が8時間(教育時間+預かり保育対応時間) もしくは
- ② 年間開所日数が200日(夏休み等の長期休暇や年末年始に預かり保育提供がない場合)

※ 利用できる認可外保育施設等

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業など

※ 無償化限度額

「新2号認定」は月額上限11,300円まで、「新3号認定」は、16,300円までのうち、預かり保育の無償化対象金額を除いた額までが、認可外等の無償化対象額となります。

② 2号認定や3号認定を利用する子ども

【対象者・保育料】

★ 3歳児クラス～5歳児クラス

(※3歳児クラス…4月1日時点で3歳の誕生日を迎えている子どものクラス)



- ・すべての子どもの保育料が無償化されます。
- ・入園料や事務手数料、特定負担額、通園送迎費、食材料費、行事費などはこれまでどおり保護者の負担となります。
ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもと第3子以降の子どもについては、副食費(おかず代やおやつ代)が免除されます。(裏面参照)

★ 0歳児クラス～2歳児クラス



- ・住民税非課税世帯のみ、保育料が無償化されます。
多子世帯の保育料負担軽減は、現行制度を継続し、小学校就学前までの最年長の子どもを第1子としてカウントして第2子は半額、第3子以降は無償となります。
※年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢を問いません。
- ・給食費(主食費・副食費)については、これまでどおり保育料に含まれますので、新たな保護者の負担はありません。

【無償化の対象となる手続き】

認定こども園に入園し、2号認定や3号認定を利用されている方についての手続きは不要です。

③ 認可外保育施設等を利用する子ども

【対象者・保育料】

- ・無償化の対象となるためには、「保育の必要性」があり市から「新2号」「新3号」の認定を受ける必要があります。
3歳から5歳までの子どもは、月額上限37,000円まで、0歳～2歳までの住民税非課税世帯の子どもは月額上限42,000円までの利用料が無償化されますが、給食費等は対象外です。

【対象となる施設・事業】

- ・認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業など
- ◆利用料は、これまでどおり保護者は園に支払った後、市に償還払いの申請を行い、内容審査後に市から保護者に無償化対象金額が償還払いされます。

就学前の障がい児の発達支援を利用する子どもについても、利用料が無償化されます。

< 問合せ先 > 日南市健康福祉部福祉課 (0987-31-1130)